

海外発生期

4A

情報収集・分析及び情報提供体制を強化すべき時期

定義

海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認された時期

基本的方向性

「青森県健康危機管理対策本部」を設置し、海外からの流入防止の徹底を図るとともに、国内発生に備えた全庁的な対策の構築を図る。

また、新型インフルエンザであることを特定するための症例定義を明確にするるとともに、その発生を早期に把握する「青森県・新型インフルエンザアラート」を発動する。

主な対策

- (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の強化
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用
- (4) 相談、検査の開始
- (5) 医療体制の確保
- (6) 防疫体制の構築

WHOの発生宣言に基づき、新型インフルエンザウイルスが確定され次第、国は、新型インフルエンザを感染症法に基づく指定感染症^()への政令指定を行い、検疫法へ適用させるための政令改正を行う。

本部長は、「青森県・新型インフルエンザアラート」を発動し、関係機関による検査等を開始する。

なお、「青森県・新型インフルエンザアラート」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にする。

新型インフルエンザサーベイランス体制の強化

1．発生動向調査体制の強化

患者定点に対し、国内発生期からの報告を週報から日報とするよう事前に協力を要請する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。〔健康福祉部〕

感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、クラスターサーベイランスを開始する。〔健康福祉部〕

患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを開始する。〔健康福祉部〕

2．学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の強化

学校に対し、インフルエンザ様疾患発生報告について、発生した場合その都度報告するよう協力を要請する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制を強化する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3．国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、症例定義の決定情報のほか感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ関連情報を把握し、症例定義の決定情報などの情報収集に努める。〔健康福祉部、農林水産部〕

4．「青森県・新型インフルエンザアラート」の発動

県内での新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生を早期に把握するため、「青森県・新型インフルエンザアラート」を発動する。〔健康福祉部〕

5．高病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化

新型インフルエンザの発生に伴い、高病原性鳥インフルエンザの動向に注意しつつ、監視体制、防疫体制を強化する。〔健康福祉部、農林水産部、環境生活部〕

県内の家畜等におけるA型インフルエンザの動向把握、情報収集を図る。〔農林水産部、健康福祉部〕

県内における養鶏場等の監視体制の強化、渡り鳥や野鳥（留鳥）の不審死の情報収集と検査を行い監視体制の充実を図る。〔農林水産部、環境生活部〕

家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。〔農林水産部〕

情報提供体制の充実	
-----------	--

1．県民への情報提供

県民に対し、海外での発生状況等について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について周知し、風評による影響を防止する。〔企画政策部、健康福祉部、関係部局〕

外国人等に対し、国際交流協会や民間企業等の協力を得て、情報提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部〕

2．関係機関への情報提供

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、迅速に情報提供するとともに、国内発生に備えた対策への協力を要請する。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、「青森県・新型インフルエンザアラート」の発動を周知する。〔健康福祉部〕

3．広報担当者（スポークスパーソン）の設置

新型インフルエンザ発生時以降、常にメディアの前線に立ち、県民へのメッセージとなる専任の広報担当者（スポークスパーソン）を決定する。〔企画政策部、健康福祉部〕

情報の発信に先立ち、新型インフルエンザに関する情報を集約し、一元化するための情報管理の手法について検討する。〔企画政策部、健康福祉部〕

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

1．抗インフルエンザ薬の確保

県内での新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生に備え、抗インフルエンザ薬を確実に投与できるよう、未発生期において策定した使用計画に基づく準備を行う。〔健康福祉部〕

県内の抗インフルエンザ薬の備蓄量を把握する。〔健康福祉部〕

各医療機関に対し、抗インフルエンザ薬の適正な使用を要請する。〔健康福祉部〕
各医療機関に対し、従来型インフルエンザ（H1N1、H3N2、B型）患者には、原則として抗インフルエンザ薬の使用を控えるよう依頼する。〔健康福祉部〕

2．新型インフルエンザワクチンの接種体制

国内でヒトからヒトへの感染が発生した場合の、ヒト感染集団周辺等への緊急的なワクチン接種を目的とした、国におけるプロトタイプワクチン^()原液の製造、貯留に関する情報の収集を継続して行う。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した接種計画に基づき、計画的なワクチン接種に向けて、市町村等と協力して接種体制の整備を図る。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、接種場所、接種医及び接種用器具等の確保に努める。〔健康福祉部〕

3．医療資器材等の確保

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保を図る。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、引き続き、医療資器材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

相談、検査の開始	
----------	--

1．相談

健康福祉部内及び保健所内に専用電話を設置し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航者、発生国・地域からの帰国者等からの電話相談を開始する。

2．検査

環境保健センターは、「青森県・新型インフルエンザアラート」によるウイルス検査（PCR検査）を行う体制を整備する。〔健康福祉部〕

必要と判断される者に対しては、本人の同意を得て、「青森県・新型インフルエンザアラート」によるウイルス検査（PCR検査）を行う。〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1．新型インフルエンザに対する症例定義

国から新型インフルエンザに対する症例定義（随時の修正分を含む。）が示された場合には、速やかに関係機関に対し確実に周知する。〔健康福祉部〕

2．医療機関の整備

新型インフルエンザ疑い患者については指定医療機関において診断・治療を行うよう関係機関に周知する。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、県内流行期・大規模流行期に備え、協力医療機関の選定について、関係機関と協議の上リストを作成する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、患者の収容を行う大型施設及びその施設ごとの収容人数等について検討する。〔健康福祉部〕

3．疑い症例の診断

新型インフルエンザ疑い患者については、トリアージ方針に従い指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう周知する。〔健康福祉部〕

4．医療従事者の確保

各医療機関等に対し、感染予防策の徹底を周知するとともに、医療従事者の確保を図るよう要請する。〔健康福祉部〕

5．患者搬送体制の確保

県内発生・小流行期に備え、搬送時の感染予防策を確認するとともに、搬送体制の確保を図る。〔健康福祉部、総務部〕

6．その他

国の要請に基づき、地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の一般外来及び入院に対応しない病院を検討する。〔健康福祉部〕

防疫体制の構築	
---------	--

1．まん延防止策の徹底

県民に対し、感染予防策の徹底を呼びかける。〔健康福祉部〕

環境保健センター、保健所の職員及び医療関係者等に対し、標準予防策等の徹底を周知する。〔健康福祉部〕

2．水際対策の強化

県民に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

県民に対し、WHOの域内感染指定地域への渡航自粛を呼びかける。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

検疫所等に対し、感染指定地域からの入国者等に対する検疫体制を強化するよう要請するとともに、検疫状況等に関する情報収集を図る。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

海外から直接に、または国内の国際空港・国際港湾を經由して、本県に向かう航空機・船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留について、検疫所・地元自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。〔健康福祉部、県土整備部〕

学校に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への留學生徒がいる場合には、その者に対して感染予防策を徹底させるように周知する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕